

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 34 年 1 月 21 日から 36 年 7 月 22 日まで

脱退手当金を受給した記憶は無く、当時、脱退手当金を請求しなければならぬような生活上の理由も全く思い当たらないので、申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月13日に支給決定されている上、事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」印が押されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 山梨厚生年金 事案 600

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 11 日から 43 年 7 月 1 日まで  
私は、平成 20 年に金融機関の人に依頼して年金請求をした。その時に、一時金をもらったことになっていると知らされたが、受け取っていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があり、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金の支給額が多く支払われているものの標準報酬月額を改定月を移動させると金額が一致することから、支給額の不一致のみをもって事務処理が不自然であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。